

# 公共用無線局に係る 臨時の利用状況調査の評価結果 概要

令和2年7月

総務省総合通信基盤局電波部

電波政策課、重要無線室

# 1. 電波の利用状況調査・公表制度の概要

電波の利用状況調査は、周波数帯を3区分に分けて概ね3年毎に電波の利用状況を調査し、電波の有効利用の程度を評価。この評価結果を踏まえ、周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映を実施しているところ。（根拠規定：電波法第26条の2）

※令和元年度に実施した調査までが対象。令和2年度実施の調査から2区分（①714MHz以下、②714MHz超）に分けて概ね2年毎に調査

## 電波の利用状況の調査（電波の利用状況の調査等に関する省令）

定例調査  
【第3条第1項】

- ①714MHz以下
- ②714MHz超3.4GHz以下
- ③3.4GHz超（平成30年度調査）

携帯無線通信等の  
電波の利用状況調査（毎年）  
【第3条第2項】

臨時の利用状況調査  
（必要に応じ）  
【第6条】

〈調査事項〉

- ①免許人数、無線局数、目的・用途、無線設備の使用技術
- ②無線局の使用実態、他の電気通信設備への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用する周波数の移行計画
- ③発射状況調査（補完）

調査結果を公表するとともに、  
評価結果（案）に対する意見募集

意見募集を踏まえた  
評価結果（案）の電波監理審議会への諮問・答申

評価結果の公表

周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映

## 2. 公共用無線局に係る臨時の利用状況調査の概要

### 調査の背景

本臨時調査は、令和元年5月17日に公布した「電波法の一部を改正する法律」（令和元年法律第6号）により、現在電波利用料が減免されている公共用無線局のうち、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないと認められるもの（当該技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められるものを除く。）に対して電波の有効利用を促すため、政令で定めることにより電波利用料を徴収できることとする制度が制定されたことを受けて、本制度の適用を検討するために実施したものである。

### 調査及び評価の方法

- (1) 調査対象：電波利用料が減免されている公共用無線局
- (2) 調査期間：令和元年10月19日～11月22日（金）
- (3) 調査対象数：調査対象となった免許人数 約2千免許人  
無線局数 約64万局  
電波利用システム数 171システム
- (4) 調査事項及び調査方法：使用技術や代替可能性を調査票による調査を含めて実施
- (5) 調査の評価：評価観点を踏まえ、評価の手順に従い電波の有効利用の程度を評価
- (6) 評価結果の公表：インターネットの利用等によって公表

### スケジュール

令和元年				令和2年						
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
(調査準備)	調査票送付開始	免許人報告期限	調査結果の集計・分析等			評価結果案の作成			評価結果案 パブコメ 5/30～6/29	電波監理 審議会 諮問 7/10

# 3.電波利用システムの評価手順・調査方法について

評価の観点

## 電波法第103条の2第14項（・第15項）抜粋

電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないと認められるもの（その無線設備が使用する周波数の電波に関する需要の動向その他の事情を勘案して当該技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められるものを除く。（略））として政令で定めるもの



## 公共用無線局の評価観点

- ①使用している技術が非効率か
- ②その無線局が使用する周波数に対する需要があるか
- ③その他効率的な技術の導入を促進する必要性が低いといえる事情（その技術を使用し続ける特段の事情（条約での義務づけ等）がある等）がないかどうか

評価の手順

- (1) 国際的に共通の周波数帯、方式が用いられているか
- (2) 効率的な技術が用いられているか
- (3) 既に移行、廃止の予定が決まっているか



(1) ~ (3) の基準で、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められた電波利用システムについては、PARTNER（総合無線局管理システム）に登録された情報を活用した調査のみを実施。調査票による調査は実施せず。

- (4) 使用している周波数帯に需要がない、すぐに移行を行うことが不適當である等の事情があるか



各電波利用システム毎に、詳細な無線局の使用実態や、システムの更改予定等について把握するため、PARTNER調査に加え、調査票調査を実施

調査方法

## PARTNER 調査

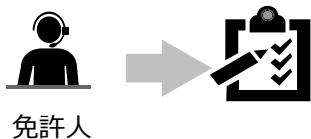


無線局数等の基礎数値調査

### <調査事項>

免許人数、無線局数、電波の型式、無線局の目的・通信事項等

## 調査票 調査



利用実態等の報告調査

### <調査事項>

無線局の運用詳細、年間/時間毎の運用状況、今後の運用計画等

## 総括

各電波利用システムについて、以下の4つに分類して評価した結果、全171システムについて、現時点では、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用している又は当該技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められるとの結果が得られた。ただし、総務省としては、毎年実施している電波の利用状況調査において、引き続き今回調査を実施した電波利用システムについて、状況を注視し、評価を実施していくこととする。

## 評価結果

### **(1) 国際的に共通の周波数帯、方式が用いられている電波利用システム（66システム）**

調査対象のうち66システムについては、既に国際的に共通の周波数帯、方式が用いられており、当該周波数帯について使用することが現実的な技術が他に存在しないため、現時点では、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められる。

### **(2) 効率的な技術が既に用いられている電波利用システム（6システム）**

調査対象のうち6システムについては、既に電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していると認められる。

### **(3) 既に移行期限が設定済のシステム（1システム）**

調査対象のうち1システムについては、既に移行期限が設定済のため、今後効率的な電波利用が行われることが期待されていることから、現時点では、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められる。

### **(4) 調査票による調査を行う必要があると認められた電波利用システム（98システム）**

調査対象のうち28システムについては、既に電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していると認められる。

調査対象のうち70システムについては、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していない無線局があるが、使用している周波数帯に需要がない、すぐに移行を行うことが不適當である等の評価観点を踏まえて検討した結果、現時点では、電波の効率的な利用に資する技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められる。

# (参考) 各評価分類中の不公表システム数及び無線局数

評価結果の概要	公表システム		不公表システム	合計
	システム数	無線局数	システム数	システム数
(1) 国際的に共通の周波数帯、方式が用いられている電波利用システム	28システム	2,367	38システム	66システム
(2) 効率的な技術が既に用いられている電波利用システム	2システム	16	4システム	6システム
(3) 既に移行期限が設定済のシステム	-	-	1システム	1システム
(4) 調査票による調査を行う必要があると認められた電波利用システム	(76システム)	(350,944)	(22システム)	(98システム)
うち、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用しているシステム	14システム	155,552	14システム	28システム
うち、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないが、使用している周波数帯に需要がない、すぐに移行を行うことが不適當である等の事情があるシステム	62システム	195,392	8システム	70システム
合計	106システム	353,327	65システム	171システム (約64万局)

## 第1節 国際的に共通の周波数帯、方式が用いられている電波利用システム

(1) VOLMET	免許人数:1	無線局数:1
(2) 気象通報用	免許人数:1	無線局数:1
(3) 航空用VHF(防災行政)	免許人数:39	無線局数:249
(4) 航空用VHF(消防救急)	免許人数:17	無線局数:152
(5) 航空機用救命無線機(防災行政)	免許人数:37	無線局数:55
(6) 航空機用救命無線機(消防救急)	免許人数:15	無線局数:26
(7) 国際VHF	免許人数:12	無線局数:732
(8) 国際VHF(消防救急)	免許人数:11	無線局数:17
(9) 衛星非常用位置指示無線標識(消防救急)	免許人数:7	無線局数:8
(10) 船上通信設備	免許人数:2	無線局数:3
(11) 船上通信設備(消防救急)	免許人数:1	無線局数:1
(12) ACAS(防災行政)	免許人数:30	無線局数:41
(13) ACAS(消防救急)	免許人数:14	無線局数:22
(14) MLAT	免許人数:1	無線局数:14
(15) WAM	免許人数:1	無線局数:14
(16) 機上DEM(防災行政)	免許人数:36	無線局数:54
(17) 機上DEM(消防救急)	免許人数:15	無線局数:26
(18) ATC トランスポンダ(防災行政)	免許人数:37	無線局数:55
(19) ATC トランスポンダ(消防救急)	免許人数:15	無線局数:26
(20) ASR	免許人数:1	無線局数:33
(21) 船舶用レーダー	免許人数:35	無線局数:703
(22) 電波高度計(防災行政)	免許人数:37	無線局数:55
(23) 電波高度計(消防救急)	免許人数:15	無線局数:26
(24) PAR	免許人数:1	無線局数:1
(25) 9GHz 航空機用レーダー(防災行政)	免許人数:18	無線局数:32
(26) 9GHz 航空機用レーダー(消防救急)	免許人数:6	無線局数:9
(27) ドップラーレーダー	免許人数:1	無線局数:2
(28) ASDE	免許人数:1	無線局数:9
(29) システム名不公表 38 システム		

## 第2節 効率的な技術が既に用いられている電波利用システム

(1) 衛星航法補強システム(MT-SAT2)	免許人数:1	無線局数:12
(2) 衛星航法補強システム(QZS-3)	免許人数:1	無線局数:4
(3) システム名不公表 4システム		

## 第3節 既に移行期限が設定済のシステム

(1) システム名不公表 1システム		
--------------------	--	--

# (参考) システム一覧(2)

## 第4節 調査票調査を実施したシステム

(1) 路側通信用	免許人数 1	無線局数 100	(39) 移動多重	免許人数 1	無線局数 1
(2) 60MHz 帯テレメータ	免許人数 1	無線局数 427	(40) 気象用ラジオロボット	免許人数 6	無線局数 372
(3) 同報系防災行政無線	免許人数 1371	無線局数 48457	(41) デジタルMCA	免許人数 354	
(4) テレメータ	免許人数 99	無線局数 15984	(42) 生存者探索用	免許人数 17	無線局数 34
(5) 水防用	免許人数 48	無線局数 1421	(43) 画像伝送(消防救急)	免許人数 2	無線局数 4
(6) ダム、砂防用移動無線	免許人数 1	無線局数 1145	(44) ウインドプロファイラー	免許人数 1	無線局数 33
(7) 水防道路用	免許人数 2	無線局数 14	(45) ドローン画像伝送用	免許人数 4	無線局数 18
(8) 中央防災150MHz	免許人数 1	無線局数 35	(46) 5GHz 無線アクセスシステム	免許人数 1	無線局数 17
(9) 部内通信(災害時連絡用)	免許人数 1	無線局数 30	(47) 気象レーダー(C 帯)	免許人数 2	無線局数 55
(10) 気象業務用音声通信	免許人数 1	無線局数 4	(48) 狭域通信システム	免許人数 1	無線局数 2084
(11) 石油備蓄	免許人数 1	無線局数 93	(49) 6.5GHz 帯固定マイクロ	免許人数 14	無線局数 1170
(12) 150MHz 帯防災相互波	免許人数 470	無線局数 4898	(50) 6.5GHz 帯固定マイクロ(防災行政)	免許人数 13	無線局数 62
(13) 水上無線	免許人数 1	無線局数 1	(51) 6.5GHz 帯固定マイクロ(消防救急)	免許人数 5	無線局数 22
(14) VICS	免許人数 3	無線局数 2235	(52) 7.5GHz 帯固定マイクロ	免許人数 30	無線局数 381
(15) 150MHz 帯アナログ防災行政無線	免許人数 250	無線局数 13655	(53) 7.5GHz 帯固定マイクロ(防災行政)	免許人数 149	無線局数 1487
(16) 400MHz 帯リンク回線(防災行政)	免許人数 311	無線局数 1185	(54) 7.5GHz 帯固定マイクロ(消防救急)	免許人数 211	無線局数 822
(17) 400MHz 帯リンク回線(消防救急)	免許人数 1	無線局数 1	(55) 気象レーダー(X 帯)	免許人数 3	無線局数 42
(18) 400MHz 帯リンク回線(水防道路用)	免許人数 2	無線局数 379	(56) 速度測定用	免許人数 10	無線局数 2246
(19) テレメータ(水防)	免許人数 98	無線局数 5034	(57) 火山監視レーダー(防災行政)	免許人数 1	無線局数 1
(20) 400MHz 帯アナログ防災行政無線	免許人数 661	無線局数 29281	(58) 12GHz 帯固定マイクロ	免許人数 18	無線局数 418
(21) 中央防災400MHz	免許人数 1	無線局数 98	(59) 12GHz 帯固定マイクロ(防災行政)	免許人数 66	無線局数 395
(22) デジタル移動無線(K-λ)	免許人数 1	無線局数 4432	(60) 12GHz 帯固定マイクロ(消防救急)	免許人数 41	無線局数 121
(23) MCA 方式(K-COSMOS)	免許人数 1	無線局数 8250	(61) ヘリテレ	免許人数 48	無線局数 535
(24) ヘリテレ連絡用	免許人数 3	無線局数 174	(62) 18GHz 帯固定マイクロ	免許人数 20	無線局数 333
(25) ヘリテレ連絡用(防災行政)	免許人数 24	無線局数 85	(63) 18GHz 帯固定マイクロ(防災行政)	免許人数 167	無線局数 646
(26) ヘリテレ連絡用(消防救急)	免許人数 46	無線局数 151	(64) 18GHz 帯固定マイクロ(消防救急)	免許人数 124	無線局数 316
(27) 署活系(消防救急)	免許人数 496	無線局数 45178	(65) 18GHz 帯移動多重(防災行政)	免許人数 16	無線局数 66
(28) 400MHz 帯防災相互波	免許人数 70	無線局数 5738	(66) 18GHz 帯移動多重(消防救急)	免許人数 4	無線局数 7
(29) 矯正用	免許人数 1	無線局数 3337	(67) 18GHz 帯FWA	免許人数 12	無線局数 220
(30) 公安調査連絡用	免許人数 1	無線局数 30	(68) 18GHz 帯FWA(防災行政)	免許人数 8	無線局数 13
(31) 麻薬取締	免許人数 1	無線局数 133	(69) 18GHz 帯FWA(消防救急)	免許人数 4	無線局数 7
(32) 公共BB	免許人数 6	無線局数 85	(70) FWA	免許人数 2	無線局数 159
(33) デジタル消防救急無線	免許人数 790	無線局数 80175	(71) 携帯TV 用	免許人数 4	無線局数 185
(34) デジタル総合通信系	免許人数 451	無線局数 64900	(72) 40GHz 帯固定マイクロ	免許人数 4	無線局数 30
(35) 消防救急デジタル	免許人数 1	無線局数 23	(73) 40GHz 帯固定マイクロ(防災行政)	免許人数 9	無線局数 22
(36) 400MHz 帯デジタルリンク回線(防災行政)	免許人数 4	無線局数 313	(74) 40GHz 帯固定マイクロ(消防救急)	免許人数 6	無線局数 22
(37) 400MHz 帯移動多重(防災行政)	免許人数 2	無線局数 6	(75) 38GHz 帯FWA	免許人数 1	無線局数 4
(38) 400MHz 帯移動多重(消防救急)	免許人数 1	無線局数 1	(76) 80GHz 帯FWA	免許人数 1	無線局数 100
			(77)システム名不公表 22 システム	免許人数 2	無線局数 30